

平成 26 年 3 月 18 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）」等に対する意見の提出について

平成 26 年 2 月 17 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件(案)」等に対する意見

項番	該当告示・項目	条文番号等	ご意見等	理由等
1	銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第31号)	第2条第1項	左記告示におけるコア資本の額(自己資本比率告示第25条・第37条および持株自己資本比率告示第14条の算式における自己資本の額)の計算に当たっては、バーゼルⅢにもとづく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。	確認のため。
	銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第33号)	第2条第1項		
2	銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件(平成14年金融庁告示第14号)	第1条第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記告示におけるコア資本の額(自己資本比率告示第25条および持株自己資本比率告示第14条の算式における自己資本)の計算に当たっては、バーゼルⅢにもとづく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。</li> <li>・また、旧補完的項目の額(旧持株自己資本比率告示第18条)のうち、経過措置を適用してバーゼルⅢにもとづく自己資本比率規制上のコア資本に算入される部分は、除かれるとの理解でよいか。</li> </ul>	確認のため。
	銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件(平成20年金融庁告示第77号)	—		